

別添

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく 前払式支払手段「新千歳空港B駐車場プリペイドカード (PARKING PREPAID CARD)」の払戻しのお知らせ

2019年3月31日に新千歳空港B駐車場でお取扱いを終了いたしました、当機構発行の前払式支払手段「新千歳空港B駐車場プリペイドカード (PARKING PREPAID CARD)」について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、お申出期間内にお申し出くださいますようお願いいたします。

記

1 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

一般財団法人 空港振興・環境整備支援機構
(旧称:一般財団法人 空港環境整備協会)



プリペイドカードの例

2 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

「新千歳空港B駐車場プリペイドカード (PARKING PREPAID CARD)」
(3,300円券、5,600円券、11,300円券)

注) 発行者が「一般財団法人 空港環境整備協会」と記載されているプリペイドカードも払戻しの対象となります。

3 払戻しのお申出期間

2019年4月1日(月) から 2019年6月30日(日) まで (取扱時間は駐車場管理事務所の営業時間内)

注) 当該お申出期間内にお申出をいただかなかった場合は、当該払戻し手続きから除斥されますので、ご注意ください
ようお願いいたします。

4 お申出の方法

新千歳空港B駐車場管理事務所へ「新千歳空港B駐車場プリペイドカード(PARKING PREPAID CARD)」をご提出ください。

5 払戻しの方法

駐車場管理事務所にて、「新千歳空港B駐車場プリペイドカード(PARKING PREPAID CARD)」と引き替えに、未使用残高全額(手数料無)を現金にて払戻しいたします。払戻しにあたり、払戻申込書へのご記入と受領の確認(サイン)をお願いいたします。

注) 払戻し後のプリペイドカードの返却はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

6 払戻しに関するお問い合わせ先

● 新千歳空港B駐車場 管理事務所 ☎ 0123-27-8338

東京都港区芝公園1丁目3番1号
一般財団法人 空港振興・環境整備支援機構
(旧称:一般財団法人 空港環境整備協会)

2019年4月1日